

入 札 説 明 書

柳川市が発注する 柳川庁舎外構舗装工事 に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

公告日 令和8年10月23日

1 工 事 名

柳川庁舎外構舗装工事

2 工事場所

柳川市本町87番1

3 工事概要

ストリートボンド	A=342m ²
アスファルト舗装	A=10,840m ²
スタンプコンクリート	A=460m ²
コンクリート舗装	A=732m ²
視覚障がい者誘導鋲（誘導）	N=367個
視覚障がい者誘導鋲（警告）	N=134個
パーキングブロック	N=292本
区画線（実線15cm）	L=1,660m
区画線（記号等15cm）	L=2,010m
区画線（実線45cm）	L=74m

4 工 期

契約日の翌日から令和9年8月31日まで。

5 予定価格

132,981,200円（消費税10パーセント含む。）

6 最低制限価格

120,333,400円（消費税10パーセント含む。）

7 工事の発注方式

- (1) この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) この工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う電子入札（柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）第6条第1項第7号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の対象工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）に代えることができる。「紙入札参加承認願」については、柳川市ホームページからダウンロードすること。当初から紙入札方式で参加する場合の申請窓口及び受付時間は、12（1）及び12（2）

によるものとし、電子入札手続開始後にやむを得ない事情で紙入札方式へ移行する場合は、12(1)及び17(1)上段の入札書提出締切日時までとする。なお、電子入札により難しいとは、次のアからウのいずれかに該当する場合をいうものである。

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合

イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

柳川市ホームページ <https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>

(3) 電子入札システムで利用できるICカードは、企業体の代表構成員の代表者（入札及び契約締結の権限を年間委任している場合は、その受任者）のICカードのみである。

8 重複落札の制限

(1) この工事を落札した企業体の構成員は、柳川市が別に公告する最低制限価格を設定した一般競争入札に付する工事のうち、この工事と同じ日に開札される同業種の工事の落札者（落札者が企業体の場合はその構成員）となることはできない。

(2) 柳川市が別に行う公告で、この工事に関して重複落札の制限を受けた者がした入札は無効とする。

9 契約に関する事務を担当する部課の所在地、名称及び電話番号

(1) 入札手続に関すること。

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

柳川市役所総務部総務課契約検査係

TEL (直通) 0944-77-8415

(2) 工事に関すること。

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

柳川市役所建設部都市計画課管理係

TEL (直通) 0944-77-8555

10 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

建設工事について、「柳川市の令和8年度建設工事競争入札参加資格」を有する者（建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）登載者）

11 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

企業体の各構成員が入札参加申込締切日時点において次の全ての条件を満たしていること。ただし、(1)④に掲げる条件については、入札参加申込期間終了後から開札の日まで引き続き満たしていなければならない。

(1) 全ての構成員に対する条件

① 2者の組合せによる企業体で施工すること。また、出資率は、30パーセント以上であること。

② 各構成員は、当該工事に係る2以上の企業体の構成員でないこと。

③ 名簿に登録されている業種が舗装工事であること。

④ 柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）の規定に

基づく指名停止期間中でなく、かつ、柳川市建設工事等請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等要綱（平成17年柳川市告示第8号）第10条第4号に規定する措置の期間中でないこと。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を申請し、経営事項審査の結果が通知された者を除く。）。

(2) 企業体の代表構成員に対する条件

- ① 名簿に記載している本店の所在地が柳川市内にある者で、舗装工事に係る等級格付がA等級であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による舗装工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 当該工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を工期開始日から専任で配置できること。その専任の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に3か月以上あること。
- ④ 出資比率が構成員中最大であること。

(3) 企業体の代表構成員以外の構成員に対する条件

- ① 名簿に記載している本店の所在地が柳川市内にある者で、舗装工事に係る等級格付がA等級であること。
- ② 当該工事に係る主任技術者又は監理技術者を工期開始日から専任で配置できること。その専任の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に3か月以上あること。

1.2 入札参加申込みの受付

入札に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 受付場所

柳川市役所総務部総務課契約検査係

(2) 申込受付期間

令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出書類

- ① 特定建設工事共同企業体（JV）結成届及び一般競争入札参加申込書（様式第1号の2）

⑨押印は不要。

- ② 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第3号）

⑩全ての構成員が提出。

添付資料として、次の資料の写しを添付すること。

添付資料

- ・ 11（2）③及び11（3）②に係る技術者の免許等が確認できる書類
- ・ 雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）

- ・配置予定技術者が建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は同法第15条第2号の「営業所における専任の技術者でない者であることが確認できる書類」（専任技術者証明書（新規・変更）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第8号）、建設業許可の更新を行っている場合は専任技術者一覧表（建設業法施行規則別記様式第1号別紙四））等
- ・配置予定技術者が建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1の「経營業務の管理責任者でない者であることが確認できる書類」（常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第7号））等

注意事項

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、企業体の各構成員の指名停止を行うことがある。

- ③ 建設業許可通知書の写し
⑨全ての構成員が提出。
- ④ 経営事項審査結果通知書
最新のものの写し
⑨全ての構成員が提出。
- ⑤ 使用印鑑届
- ⑥ 企業体の協定書の写し
- ⑦ 委任状（入札代理人）（様式第3号）
⑨代表構成員以外の構成員が提出。

(4) 提出方法

① 電子入札で参加する場合

電子入札システムにより入札手続を行う者（以下「電子入札業者」という。）は、12（3）の書類を12（1）の場所へ持参すること。

また、持参提出後、12（2）の期間内に12（3）①を電子データ化し、その電子データ化したものを添付書類として電子入札システムにより提出すること（電子入札システムの競争参加資格確認申請書の画面にあるJV参加の欄に印を付け、企業体名称の欄に申請する企業体の名称を必ず記入してから、電子データ化した添付書類を提出してください。）。

② 紙入札で参加する場合

紙入札方式により入札手続を行う者（以下「紙入札業者」という。）は、12（3）の書類を12（1）の場所へ持参すること。

(5) その他

- ① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出書類は、本市において無断で目的外使用をすることはない。
- ③ 提出書類は、返却しない。

1 3 入札参加確認通知

入札参加の可否は、令和8年11月18日（水）までに電子入札システム又は書面により通知する。

1 4 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- (2) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には、令和8年11月30日（月）までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。
- (3) 書面は、持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和8年12月1日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、柳川市役所総務部総務課契約検査係とする。

1 5 設計図書等の閲覧

設計図書及び仕様書については、柳川市のホームページからのダウンロードにより、又は次の場所において希望者に有料で写しを提供する。ただし、電送又は郵送等による提供は行わない。

(1) 場所

柳川市役所総務部総務課契約検査係

(2) 期間

令和8年10月23日（金）から令和8年12月7日（月）までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

1 6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。また、書面は、持参又は郵送等によるものとし、電送によるものは受け付けない。

① 受付場所

柳川市役所総務部総務課契約検査係

② 期間

令和8年10月26日（月）から令和8年12月2日（水）までの市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

- (2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 場所

柳川市役所総務部総務課契約検査係

② 期間

令和8年12月3日（木）から令和8年12月4日（金）までの毎日、午前9時から午後5時まで。

1 7 入札の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年11月19日（木）午前9時から令和8年12月4日（金）午後5時までの
電子入札システム稼動時間

紙入札業者は、令和8年12月7日（月）午前9時30分

(2) 提出場所

紙入札業者は、19（1）の開札場所とする。

(3) 提出方法

① 入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。郵送等による提出は認めない。

② 入札書は、入札金額及びくじ番号（任意の3桁の数字）を入力し、工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。

③ 紙入札業者は、配布する柳川市の様式に入札金額及びくじ番号を記載し、直接提出する方法で行う。

④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記載した電磁的記録を含む。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

⑤ 入札の執行回数は、1回とする。

⑥ 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その者が入札書に記載又は電子入札システムに登録したくじ番号に基づく電子くじにより契約の相手方を決定する。そのため、書面により入札書を提出する場合においても必ずくじ番号を記載すること。

1 8 工事費内訳書の提出

(1) 開札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書は、提示を求める内容等を明らかにすること。

(3) 電子入札業者の提出方法

① 提出方法

電子入札システムによりダウンロードし、入札書に添付して送信すること。

② 郵送等について

工事費内訳書が1メガバイトを超える場合は、工事費内訳書一式についてのみ郵送等（17（1）の提出期間内必着）で12（1）の場所へ提出することとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。また、郵送等に当たっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。この場合においては、入札書の添付書類として、次の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、入札書に添付して電子入札システムにより送信すること。

ア 郵送等する旨の表示

- イ 郵送等する書類の目録
- ウ 郵送等する書類のページ数
- エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

(4) 紙入札業者の提出方法

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(5) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

(6) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。

19 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととする。紙入札業者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと。

(1) 開札場所

柳川市役所 柳川庁舎 本館3階 総務課

(2) 開札日時

令和8年12月7日（月）午前9時30分

20 入札保証金

免除する。

21 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金を免除する。

(1) 市を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券契約（保証金額は、契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

22 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) くじ番号の記載がない入札

(3) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札

(4) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(5) 電子入札の場合入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(8) 委任状を提出していない代理人がした入札

(9) この説明書に提示した予定価格に110分の100を乗じて得た額を上回る金額の入札

- (10) この説明書に提示した最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る金額の入札
- (11) この工事に関して重複落札の制限を受けた者による入札

2.3 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2.4 入札辞退の自由

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退を理由に、本市において、いかなる不利益な取扱いもしない。

2.5 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得及び設計書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 落札者は、12(3)②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 稼働時間内で電子入札システムをやむを得ず停止する場合又は稼働時間を延長する場合は、その旨を柳川市ホームページで公開する。
- (6) 電子入札システム操作上の手引書としては、「操作マニュアル」を参考とすること。
「操作マニュアル」は、柳川市ホームページで公開している。
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 落札者は、契約の締結に当たって、建設工事請負契約約款第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。